

## 法学未修者教育の現状とこれまでの取組について

### 検討の背景・現状

- 法科大学院制度創設のきっかけとなった、司法制度改革審議会意見書においては、法学以外の分野を学んだ者や、社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数受け入れ、質・量ともに豊かな法曹を養成するという理念が掲げられた。
  - 同意見書では、上記の理念を実現するため「法科大学院においては、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべき」と指摘され、これを受けて、旧司法試験受験者に有職者又は非法学部出身者が占める割合を踏まえ、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)第3条において、「法科大学院は、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努める」ことが規定された。
  - しかしながら、法学系課程出身ではない者や社会人経験を有する者については、
    - ・ 入学者全体に占める割合は大幅に減少しており、平成28年度入学者全体に占める割合は25.7%(477人/1,857人)(重複を除く)
    - ・ 未修者コース入学者に占める割合が制度創設当初に比べて大幅に減少となっており、法曹養成制度改革の理念に照らして課題のある状況となっている。このような中でも、夜間開講を行う法科大学院が6校存在するなど、有職社会人が法科大学院に進学できるようにする取組も行われている。
  - ※ 法科大学院入学者全体のうち、

法学系課程以外の出身者	(①)	: 34.5% (H16)	⇒	14.4% (H28)
社会人経験を有する者	(②)	: 48.4% (H16)	⇒	19.5% (H28)
①または②(重複を除く)		: 28.5% (H26)	⇒	25.7% (H28) (注)
  - ※ 法学未修者コース入学者のうち、

法学系課程以外の出身者	(③)	: 49.1% (H16)	⇒	27.2% (H28)
社会人経験を有する者	(④)	: 51.3% (H16)	⇒	32.6% (H28)
③または④(重複を除く)		: 44.8% (H26)	⇒	44.3% (H28) (注)
- (注) H25以前は重複を排除した数値を調査していない
- この状況には、法学既修者(法学の基礎的な学識を有すると認められ、一部の単位を修得したものとみなされる者。以下同じ)と法学未修者(法学既修者以外の者。以下同じ)で標準修業年限修了率や司法試験合格率に大きな差があることが背景の一つとしてあると考えられ、これまでも数回にわたり法学未修者教育の改善に向けた取組が行われてきたものの、顕著な改善には至っていない。
- このような状況を踏まえ、昨年6月の法曹養成制度改革推進会議決定においても、教育課程の抜本的見直しや学習支援といった取組が、引き続き求められているところであり、法学未修者教育の在り方について再度検討を行い、改善を図ることが必要である。

### 「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)

#### 第3 法科大学院

#### 2 具体的方策

#### (2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
  - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。

## 文部科学省におけるこれまでの取組

### ○ 平成22年度

「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成21年4月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）を受け、

- ・ 1年次について、履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位増加させることを可能とした（省令・通知） ⇒ 法律基本科目の配当科目数が増加
- ・ 成績評価・進級判定・修了認定が厳格化 ⇒ 標準修了年限での修了率が低下

### ○ 平成24年度

「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」（平成24年7月19日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）を受け、法科大学院特別委員会に「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」を設置し、

- ・ 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みである共通到達度確認試験の実施を提言
- ・ 法律基本科目をより重点的に学ぶことのできる仕組みの導入を提言
- ・ 未修者教育に関する優れた取組をまとめた事例集を作成

### ○ 平成26年度

上記提言と「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」（平成26年10月9日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）を受け、

- ・ 法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合に、法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、これまで1年次について6単位まで認められていたものを、1年次と2年次で合わせて10単位程度に増加させるとともに、2年次も含めて法律基本科目の学修のためであれば、44単位程度まで履修の上限の適切な範囲内であることを通知し、法律基本科目数の増加を容易化
- ・ 十分な実務経験を有する者について、相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目を2～4単位程度履修することも可能であることを通知
- ・ 共通到達度確認試験を、未修1年次を対象として試行開始

### ○ 平成27年度

- ・ 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム開始。メリハリある予算配分を通じて各法科大学院における優れた取組を支援。

## 各法科大学院における取組例

### 【法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム】

大学名	取組内容
一橋大学	進級試験を再開実施し、共通到達度確認試験との連携も模索。1年次に「法律文書作成ゼミ」を新設。若手弁護士による学習アドバイザーの拡充や担任制の導入。
筑波大学	有職社会人である未修者学生に対する教育効果向上のため、基礎力自己測定プログラム、習熟度別チューターゼミ、チューターゼミ・サポートプログラムを総合的に実施。
京都大学	法文書を作成し指導を受ける機会を与える授業を開設。加えて、早い段階で進路選択に係る情報や助言を提供し、個々の状況に即した進路指導を行う。
神戸大学	導入学習プログラムにより法律学習の共通基礎を育成し、学習カウンセリングにより個性に応じた指導を行い、同時に教育内容を改善。
慶應義塾大学	入学前の秋学期に、科目等履修生として、夜間・土曜に開講される最も基本的な科目を前倒しで履修。これにより、社会人や純粋未修者が適性を見極めつつ、無理のないペースで法律の基礎を学べるようにする。
上智大学	定員に占める未修者割合の増加、カリキュラムの改正、未修者教育のサポート制度の充実等の取組を実施。
中央大学	基礎知識や起案力向上のためeラーニングシステムを拡張し、フォローアップゼミを充実。また、eラーニングシステムに連動できるeポートフォリオを構築。
早稲田大学	未修者教育の課題を把握した上で、学習支援プログラムを整理・拡充し、活性化（アカデミックアドバイザーによる基礎プログラムや演習指導、リーガルクリニックやリーガルコモンズ法律事務所と連携した実務体験）。

### 【未修者教育充実のための取組内容】

取組内容	該当法科大学院数
A 法律基本科目の量的充実	4 3
B 授業方法の工夫	4 2
C 自学自習の支援	5 1
D 成績評価、進級判定の厳格化	5 0
E 導入教育の実施	4 9
F その他	2 1

※文部科学省調べ。平成28年度に学生が在籍する68校を対象

## 未修者教育の改善に関するこれまでの提言・意見等

### 【法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告（平成24年11月30日 法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ）】

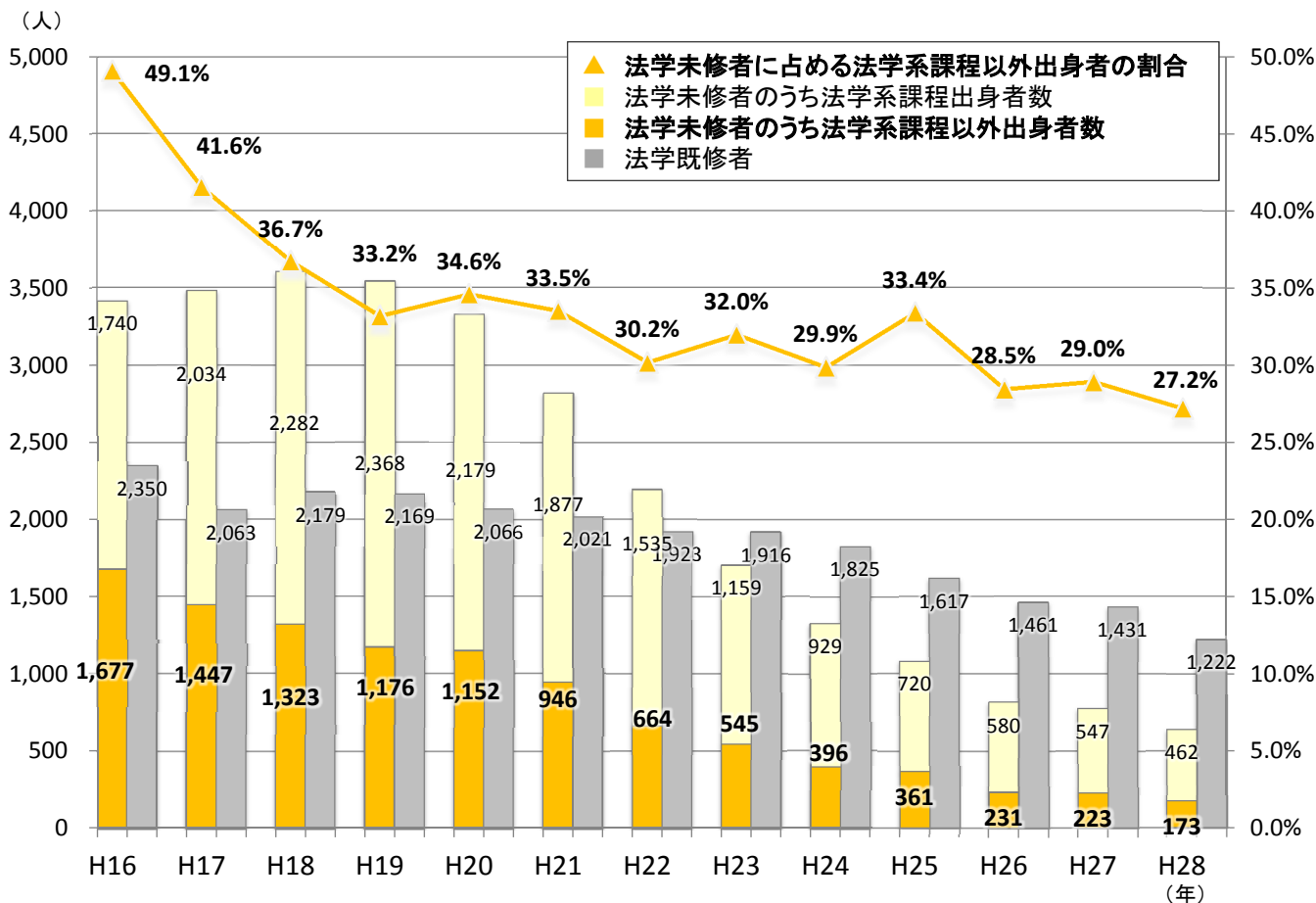
- 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討
  - － 共通到達度確認試験の導入など、客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みの構築
  - － 個々の学生の法学に対する適性の有無や本人の希望等に応じて、法曹以外への進路の途中変更もより円滑に行える仕組みの検討
- 基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討
  - － 法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことができるようにする工夫
  - － 法学部以外の学部における学習経験や実務経験等を考慮して、一部科目を免除し、より法律基本科目に注力することを可能とする仕組みの検討
- 法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討
  - － 法学になじめる者を判定する精度を上げるための、入学者選抜において実施される小論文や面接試験の工夫などの改善
  - － 入学者選抜の結果と、法科大学院や司法試験の成績との相関関係を継続的にチェックし、得られた結果を入学試験に反映
- 法科大学院を目指す者に対する入門的な教育機会の提供
  - － 法学の学識や法的な考え方等を学ぶきっかけや、法的な考え方が自分に合うかどうかを確認する機会となるよう、入門教材の作成や、法学講座の配信等について検討
  - － 法学部との連携・協力も視野に入れた、法科大学院入学希望者向けの特別コースや、法学部の授業の活用などの検討
  - － 法曹が職種として持つ将来の可能性や魅力についての発信
- 法科大学院入学が内定している者に対する事前の学習支援の促進
  - － 入学内定者に対する入学前ガイダンス実施や、入門用の基本書・教材紹介、及び学習奨励等
- 法学未修者に対する教育内容の改善
  - － 共通的な到達目標モデルを踏まえた教育課程の見直し・改善
  - － 基礎的な授業科目の充実と、その科目に関する補充的な演習科目の設定
  - － 法的文書作成に係る授業科目の設定
- 法学未修者に対する教育方法等の改善
  - － 基礎・基本の徹底を図るため、旧来の一方的な授業とならないよう配慮しつつ、講義形式の授業を取り入れ
  - － ICT等を活用した單元ごとの小テスト・中間テストの実施
  - － 自学自習を促進する環境整備のため、正課外や長期休業期間におけるゼミ開講やチューター制の活用等の学習支援

- 修了生に対する支援の充実
  - － 修了後の動向把握の徹底、授業や施設の開放促進、就職支援を含む相談体制の確立・充実
- 教員の資質能力の向上ための取組の充実
- 法学未修者が学修しやすい支援体制の整備
  - － 地域ごとにいくつかの法科大学院が共同するなど夜間開講コースの充実を検討

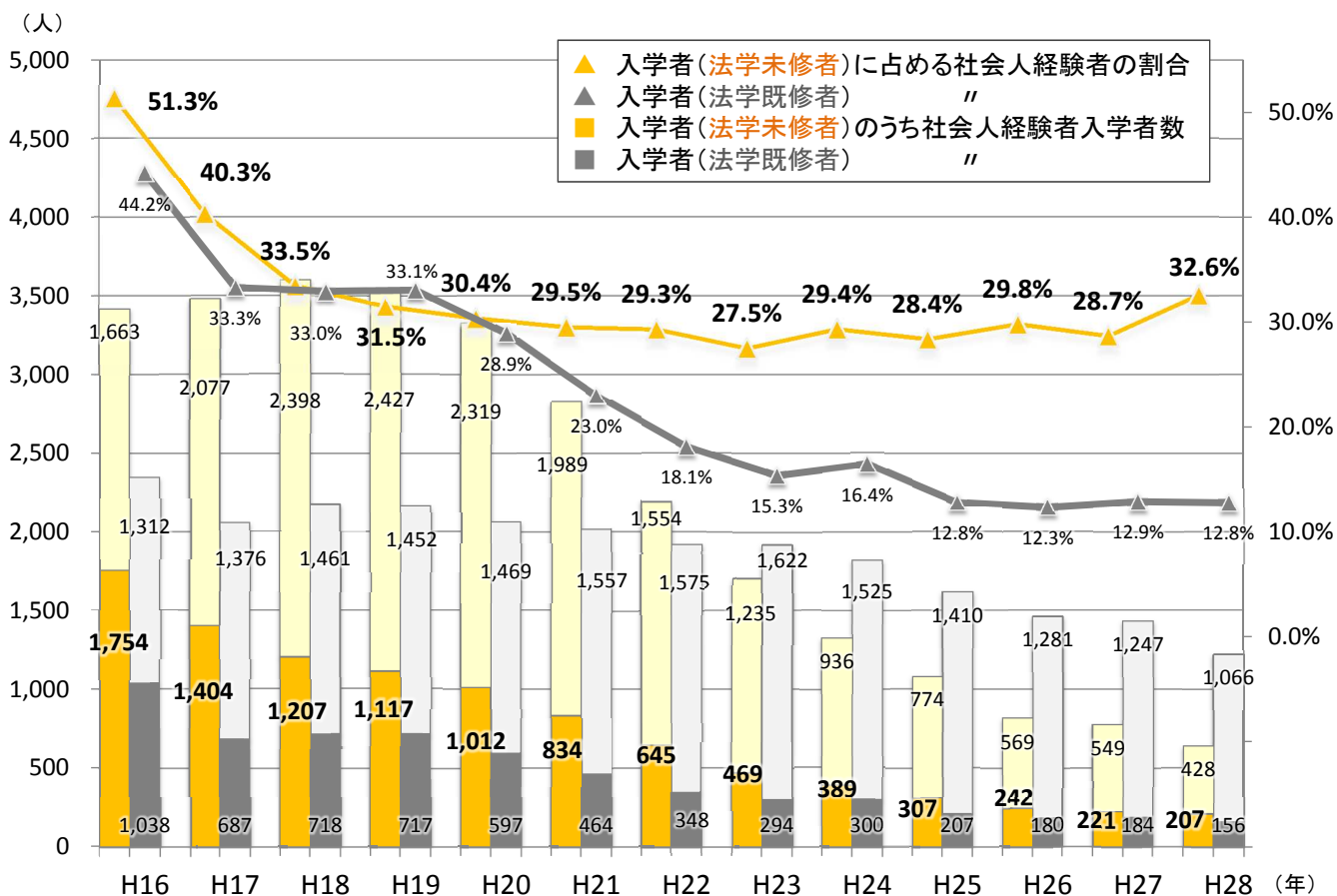
#### **【法科大学院特別委員会での関連する発言】**

- 研究者教員の授業と、若手法曹による補習授業を組み合わせることで単位認定できることとしてはどうか。その際、厳しい教員資格要件を課さない方向としてはどうか
- 入学者の実態を踏まえ、未修者が基本であるという前提を、法学部の在り方と併せて見直すべきではないか
- 未修者コース、既修者コースという枠組みを考え直すべきではないか
- 学部と法科大学院の教育を一体的に捉え、法学部学生については、学部においてしっかりと基礎教育を行うべき
- 未修者については法律基本科目の学力を集中的な学修で伸ばし、既修者については幅広い分野に展開するというカリキュラムもあり得るのではないか
- 未修者については、法学部以外の出身者や社会人のみに限定するという方向性を打ち出すべきではないか

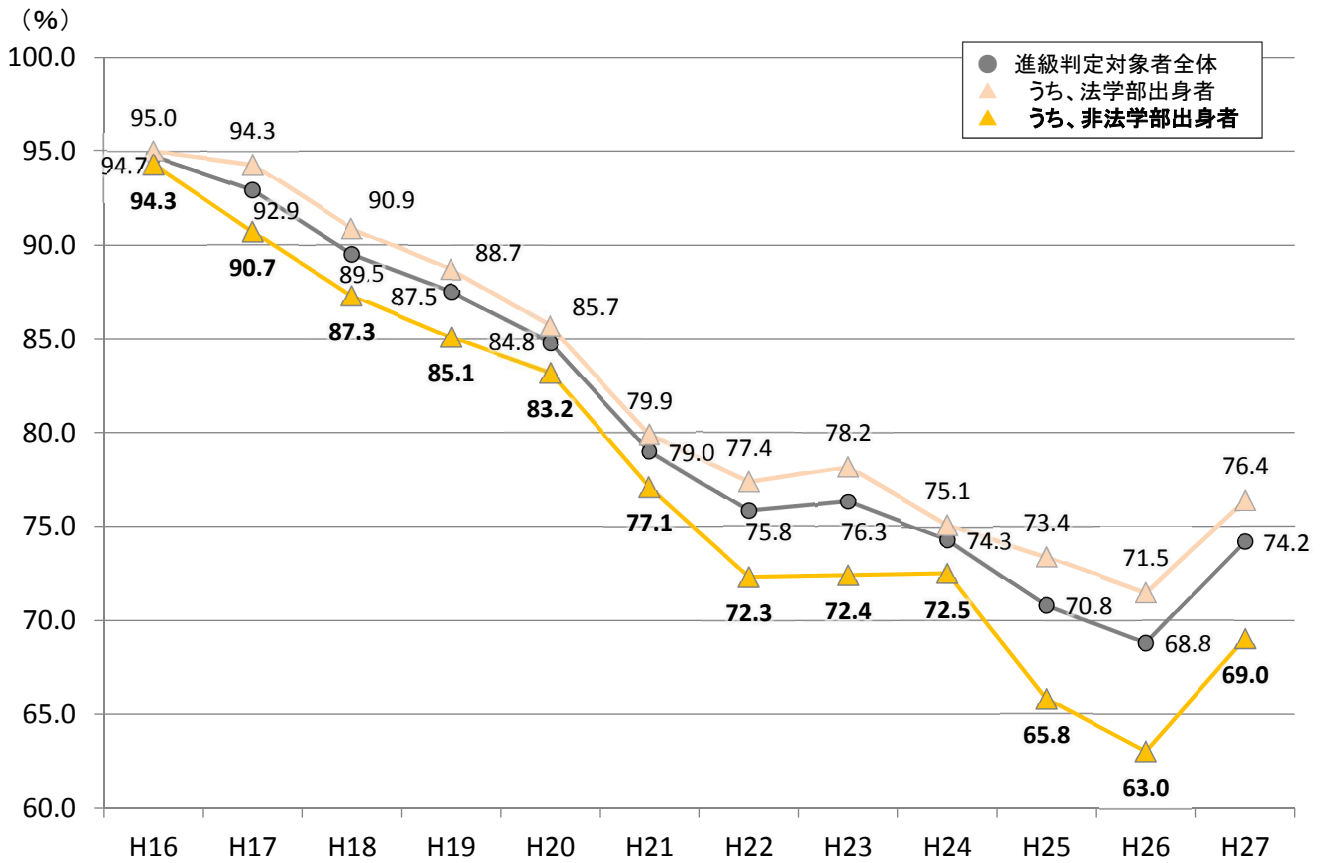
## 入学者数の推移(法学系課程関係)



## 入学者数の推移(社会人経験者関係)

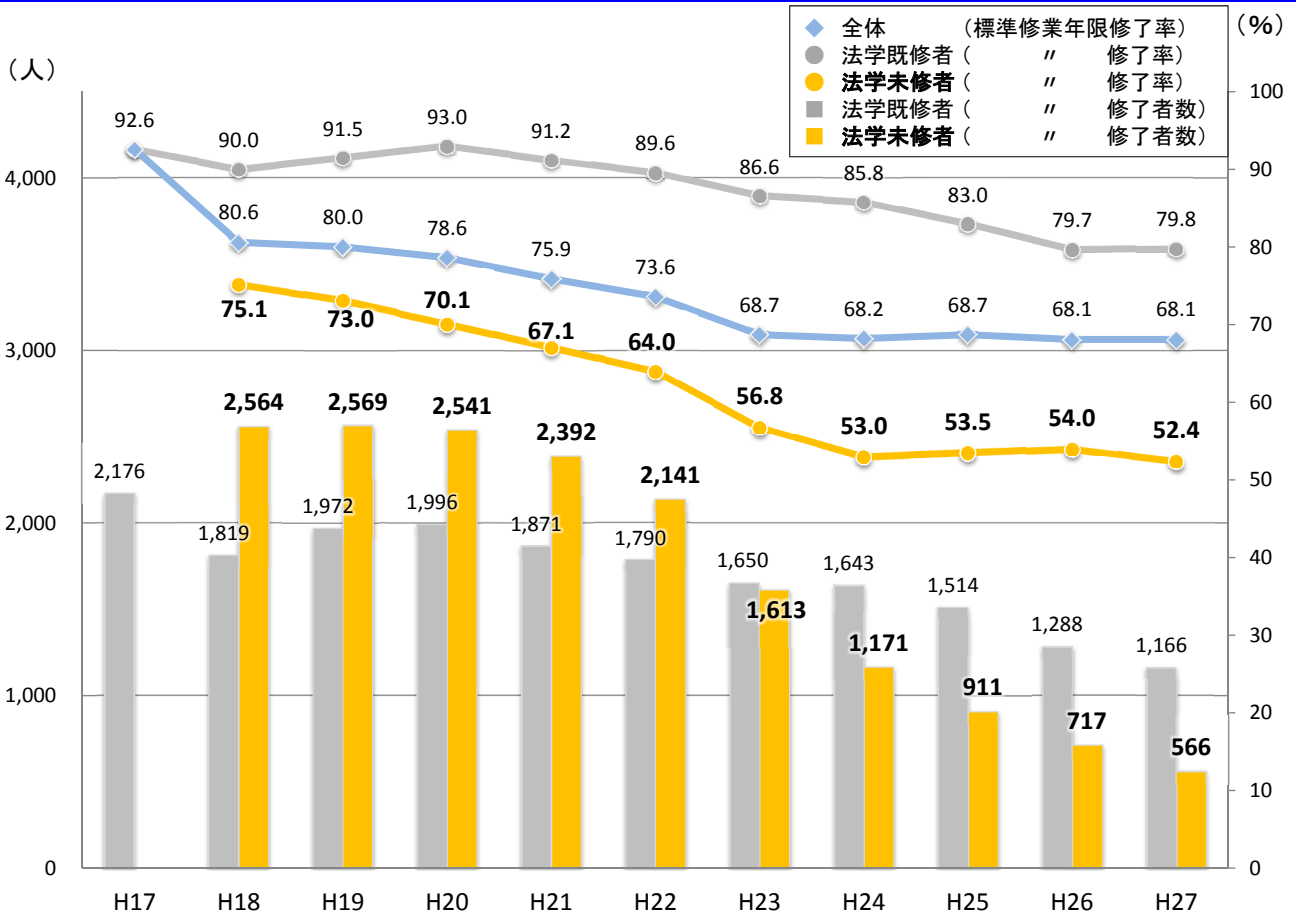


## 進級率の推移(未修1年次から2年次への進級率)



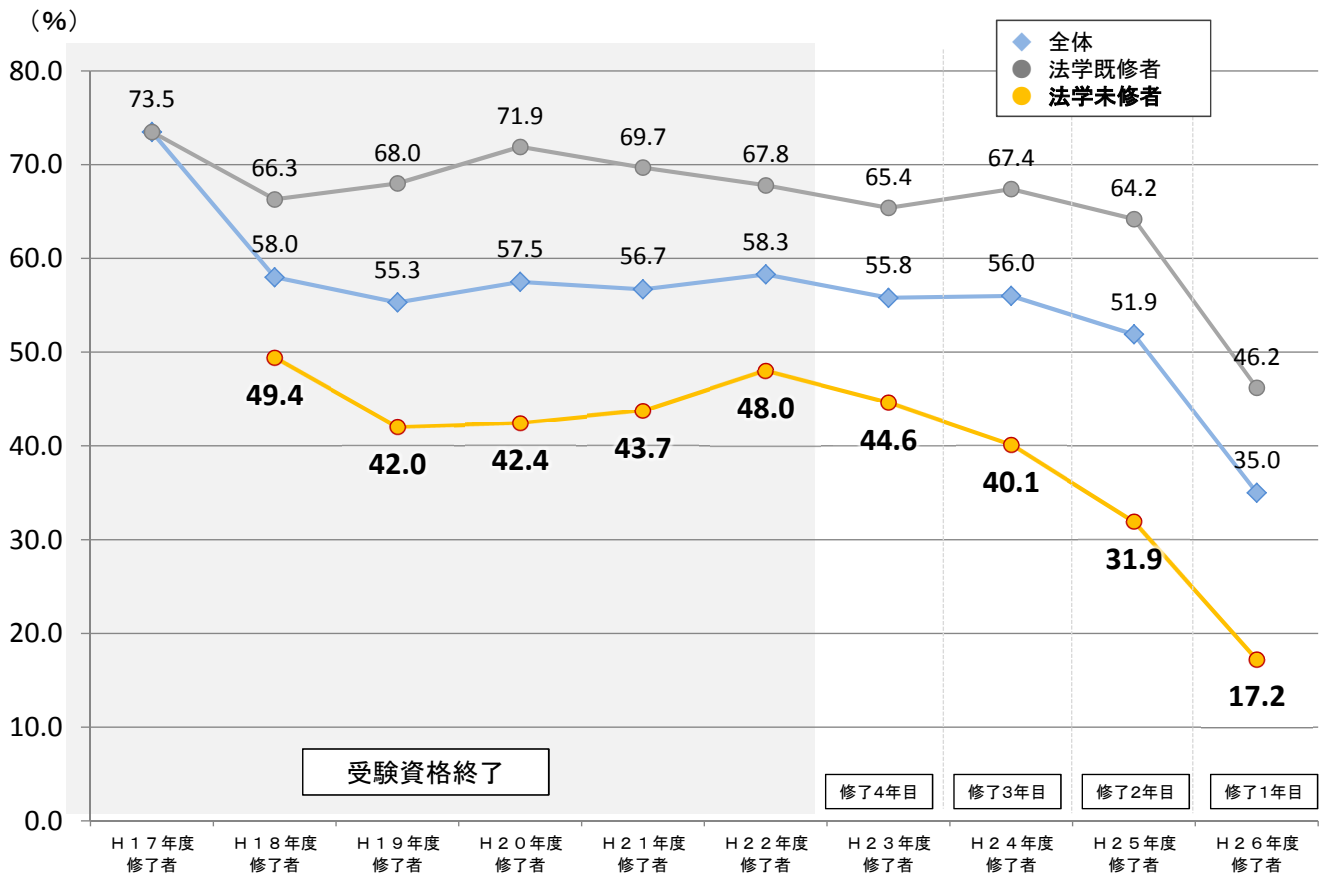
※ 長期履修者を除く

## 標準修業年限修了者数・修了率の推移



※ 長期履修者を除く

# 修了年度別司法試験累積合格率の推移



※ 募集停止・廃止校を除く42校を対象として算出。

※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうち、司法試験実受験者数を用いて算出。



## ◇プログラム名

## 未修者教育を充実・発展させるための取組

## 概要

一橋大学法科大学院では、開設以来、開設以来、未修者の司法試験合格率が高いという実績をふまえ、未修者教育をさらに充実・発展させるために以下の取組を実施する。

## ◆進級試験と共通到達度試験の連携

本法科大学院は、独自に1年次の終了時に、学年末試験とは別に、憲法、民法、刑法、民事訴訟法および刑事訴訟法について進級試験（記述式）を課している。これを試行中の共通到達度確認試験（短答式）と組み合わせることにより、多様な観点から、未修者の到達度を確認すると同時に、学生には総復習と弱点点検の機会を与えることができる。進級試験の終了後に学生にアンケート調査を行い、共通到達度確認試験との有機的な連携を模索中である。

## ◆導入ゼミ・法律文書作成ゼミ

従来の法的思考や法情報検索等を教える目的で開講している「導入ゼミ」に加え、「法律文書作成ゼミ」を新設する。法律実務家にとって重要な文章表現能力が弱い未修者が意外に多いからである。

## ◆学習アドバイザーによる少人数ゼミ

以前からOB・OGの若手弁護士が「学習アドバイザー」として現役学生の学習支援をしてきたが、これを拡充して、5人程度の少人数ゼミで指導できる体制を整える。

また、引き続き、定期的に教員と学習アドバイザーとの意見交換会を開催し、法科大学院の指導体制について検討する。

## ◆助言制度・担任制度の導入

成績不振者に対しては院長および教務担当教員が直接面談し、学習上の助言をしている。今後は、さらに、未修者一人一人に担任教員を指名し、きめの細かい指導を行う。

## 未修者の高い司法試験合格実績



進級試験（記述式）と

共通到達度試験（短答式）の連携



・導入ゼミ（従来）

・法律文書作成ゼミ（新設）



・学習アドバイザー（OB、OG弁護士）

による少人数（5人程度）のゼミ

・法科大学院との意見交換会



・院長・教務担当教員による

助言制度（従来）

・担任制度の導入（新設）